

ID: 1118

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	サービス利用計画作成費の支給の取消し		
法令名 根拠条項	障害者自立支援法施行規則 第32条の4第1項		
法令番号	平成18年厚生労働省令第19号		
<p>【基準】</p> <p>省令第32条の4第1項の規定による。 (サービス利用計画作成費の支給の取消し)</p> <p>第32条の4 市町村は、次の各号に掲げる場合には、サービス利用計画作成費の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 計画作成対象障害者等が、法第32条第1項の規定に基づきサービス利用計画作成費の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。</p> <p>(2) 計画作成対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日